

法律第三十五號

朕は、帝國議會の協賛を經た勞  
勵關係調整法を裁可し、ここにこれ  
を公布せしめる。

裕仁

昭和二十一年九月三十六日

内閣總理大臣

吉田茂

司法大臣

本村鶴太郎

厚生大臣

河合良成

運輸大臣

平野常吉

## 法律第二十五號

### 労働關係調整法

#### 第一章 總則

第一條 この法律は、労働組合法と相俟つて、労働關係の公正な調整を圖り、労働爭議を豫防

し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的とする。

第二條 労働關係の當事者は、互に労働關係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働關係の調整を圖るための正規の機關の設置及びその運營に關する事項を定めるやうに、且つ

労働爭議が發生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三條 政府は、労働關係に關する主張が一致しない場合に、労働關係の當事者が、これを自  
主的に調整することに對し助力を與へ、これによつて爭議行爲をできるだけ防止すること

# 總司會運

に努めなければならない。

第四條 この法律は、労働關係の当事者が、直接の協議又は團體交渉によつて、労働條件その他労働關係に關する事項を定め、又は労働關係に關する主張の不一致を調整することを妨げるものでないとともに、又、労働關係の当事者が、かかる努力をする責務を免除するものではない。

第五條 この法律によつて労働關係の調整をなす場合には、当事者及び労働委員會その他の關係機關は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な處理を圖らなければならない。

第六條 この法律において労働爭議とは、労働關係の当事者間に於いて、労働關係に關する主張が一致しないで、そのためには争議行為が発生してゐる状態又は発生する處がある状態をいふ。

第七條 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働關係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八條 この法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものをいふ。

## 一 運輸事業

## 二 郵便、電信又は電話の事業

## 三 水道、電氣又は瓦斯供給の事業

## 四 醫療又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央労働委員會の決議によつて、業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

# 總、司、理、子、運

四

前項の中央労働委員會の決議においては、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者である委員の各、の過半數の同意がなければならない。

主務大臣は、第二項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第九條 爭議行爲が發生したときは、その當事者は、直ちにその旨を労働委員會又は行政官廳に届け出なければならぬ。

## 第二章 幹旋

第十條 労働委員會は、幹旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならぬ。

第十一條 幹旋員候補者は、學識経験を有する者で、この章の規定に基いて労働争議の解決につき援助を與へることができる者でなければならぬが、その労働委員會の管轄區域内に住んでゐる者でなくとも差し支へない。

第十二條 労働争議が發生したときは、労働委員會の會長は、關係當事者の双方若しくは一方の申請又は職權に基いて、幹旋員名簿に記されてゐる者の中から、幹旋員を指名しなければならない。但し、労働委員會の同意を得れば、幹旋員名簿に記されてゐない者を臨時の幹旋員に委嘱することもできる。

第十三條 幹旋員は、關係當事者間を幹旋し、双方の主張の要點を認め、事件が解決されるやうに努めなければならない。

第十四條 幹旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を労働委員會に報告しなければならない。

第十五條 幹旋員候補者に關する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、労働争議の當事者が、双方の合意又は、労働協約の定により、別の幹旋方法によづて、事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

五

# 總・司・會・運

## 第三章 調停

六

第十七條 勞働組合法第二十七條第一項第三號の規定による勞働委員會による勞働争議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條 勞働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、調停を行ふ。

一 關係當事者の双方から、勞働委員會に對して、調停の申請がなされたとき。

二 關係當事者の双方又は一方から、勞働協約の定に基いて、勞働委員會に對して調停の申請がなされたとき。

三 公益事業に關する事件につき、關係當事者の一方から、勞働委員會に對して、調停の申請がなされ、勞働委員會が、調停を行ふ必要があると決議したとき。

四 公益事業に關する事件につき、勞働委員會が職權に基いて、調停を行ふ必要があると決議したとき。

五 公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官廳から、勞働委員會に對して、調停の請求がなされたとき。

前項の規定によつて地方勞働委員會又は特別勞働委員會の行つた調停が成らなかつたときは、中央勞働委員會は、關係當事者の双方若しくは一方からの申請又は職權に基いて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央勞働委員會が職權に基いて行ふ調停は、第一項第五號の事件に限る。

第十九條 勞働委員會による勞働爭議の調停は、使用者を代表する委員、勞働者を代表する委員及び第三者である委員から成る調停委員會を設け、これによつて行ふ。

第二十條 調停委員會の、使用者を代表する委員と勞働者を代表する委員とは、同數でなけれ

# 總・司・理・運

ばならない。

八

第二十一條 調停委員會の委員は、労働委員會の委員の中から、労働委員會の會長がこれを指名する。但し、左の場合には、労働委員會の會長は、労働委員會の委員以外の者を、調停委員會の委員に委嘱することができる。

一、労働委員會の委員以外の者を、使用者を代表する調停委員會の委員に委嘱することにつき、労働委員會の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

二、労働委員會の委員以外の者を、労働者を代表する調停委員會の委員に委嘱することにつき、労働委員會の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

三、労働委員會の委員以外の者を、第三者である調停委員會の委員に委嘱することにつき、労働委員會の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の各、の過半數の同意を得たとき。

前項但書の規定によつて委嘱された委員は、これを法令によつて公務に從事する職員とみなす。

第二十二條 調停委員會に、委員長を置く。委員長は、調停委員會で、第三者である委員の中

から、これを選舉する。

第二十三條 調停委員會は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半數でこれを決する。

調停委員會は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員が出席しなければ、會議を開くことはできない。

第二十四條 調停委員會は、期日を定めて、關係當事者の出頭を求める、その意見を徵さなければならぬ。

第二十五條 調停をなす場合には、調停委員會は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁

# 總、司、煙、子、運

止することができる。

第二十六條 調停委員會は、調停案を作成して、これを關係當事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラヂオによる協力を請求することができる。

第二十七條 公益事業に關する事件の調停については、特に迅速に處理するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八條 この章の規定は、労働争議の當事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

## 第四章 仲裁

第二十九條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員會による労働争議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十條 労働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、仲裁を行ふ。

一 關係當事者の双方から、労働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

二 勞働協約に、労働委員會による仲裁の申請をなさなければならぬ旨の定がある場合に、その定に基いて、關係當事者の双方又は一方から、労働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條 労働委員會による労働争議の仲裁は、特別の委員會を設けることなくこれを行ふ。但し、事件の事實調査のため、小委員會を設けることは差し支へない。小委員會は、労働委員會の請求があつたときは、これに對し、仲裁裁定案を提出しなければならない。

第三十二條 仲裁をなす場合には、労働委員會は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には、效力發生の期日も記さ

# 總務司庫

なければならぬ。

第三十四條 仲裁裁定は、労働協約と同一の效力を有する。

第三十五條 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

## 第五章 爭議行爲の制限禁止等

第三十六條 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廢し、又はこれを妨げる行爲は、争議行爲としてでもこれをなすことはできない。

第三十七條 公益事業に關し、關係當事者が争議行爲をなすには、第十八條第一項第一號乃至第三號の規定によつて調停の申請をなしその申請をなした日又は同項第四號の決議若しくは同項第五號の請求がなされた日から、三十日を経過した後でなければならない。但し、争

議行爲の發生中にその事業が第八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてもその争議行爲については、この限りでない。

第三十八條 警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者その他國又は公共團體の現業以外の行政又は司法の事務に從事する官吏その他の者は、争議行爲をなすことはできない。

第三十九條 前二條の規定の違反があつた場合には、その違反行爲について責任のある使用者若しくはその團體、労働者の團體又はその他の者若しくはその團體は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議團等の團體であつて解散したものに、第

一項の規定を適用するについては、その團體は、なほ存續するものとみなす。

第四十條 使用者は、この法律による労働争議の調整をなす場合において労働者がなした發言又は労働者が争議行爲をなしたことの理由として、その労働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し、労働委員會の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條 前條の規定の違反があつた場合においては、その行爲をなした者は、これを簡月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 第三十九條及び前條の罪は、労働委員會の請求を待つてこれを論する。

第四十三條 調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に對しては、調停委員會の委員長又は労働委員會の會長は、これに退場を命ずることができる。

## 第六章 費用辨償

第四十四條 労働委員會の委員、第十二條の斡旋員及び第二十一條第一項但書の調停委員會の委員並びに労働委員會による労働争議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者は、勅令の定めるところにより、費用の辨償を受ける。

## 附 則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

労働争議調停法は、これを廢止する。

労働組合法の一部を次のやうに改正する。

労働組合法第十一條第一項を次のやうに改める。

使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員ナルコト、労働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セン

トスルコト又ハ労働組合ノ正當ナル行爲ヲ爲シタルコトノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

總司會運

### 理由

終戦後における労働情勢に鑑み、現行労働争議調停法は、その即應性を失つてゐると考へられる。よつて、あらたに労働關係の調整に關する法律を制定して、労働組合法と相俟つて、労働關係の適正化を圖り、産業平和の維持と労働能率の増進を圖ることは、産業經濟の急速な再建のため喫緊の要務である。これが、この法律案を提出する理由である。